

鳶巣アリーナの管理に関する規定

- 第1条 管理主体は鳶巣コミュニティセンターとする。
- 第2条 この規定は、地域スポーツの推進及び文化活動の推進を図る為、鳶巣アリーナ(以下施設という)の管理の方法について定めることを目的とする。
- 第3条 施設の使用については、使用団体が鳶巣コミュニティセンター長の許可を得て使用することができる。
- 第4条 使用にあたっては、申請日の属する月と次の月の末日までの期間について使用申請をすることができる。
但し、地域行事・地域活動を優先とし、場合によっては許可を取り消す場合がある。
- 第5条 施設の使用は、原則午前8時半から午後10時の間とする。
- 第6条 営利目的、特定の宗教、政治団体には、原則として許可しない。
また、申請者が未成年者の場合も許可しない。
- 第7条 未成年者の使用については、保護者を責任者とし、使用申請手続きも保護者がおこなう。特に高校生以下の使用については、保護者の監督のもとに限る。
- 第8条 施設の管理においては以下の条項による。
1) 施設の使用にあたっては、その責任者は常に施設の美化に努め、施設内の備品などを傷つけないように万全を期さなければならない。
2) 万が一破損した場合は速やかに申し出て、協議のうえ修繕、修復するものとする。
3) 施設の使用責任者は、施設内の備品などの使用については万全を期し、使用後は必ず使用前の状態に戻しておかなければならない。
4) 敷地及び施設内は、全館禁煙とする。
5) 施設内での飲酒は厳禁とする。
6) 鳶巣コミュニティセンターの業務時間外利用の場合、使用責任者は、施設の鍵を事前に借り受け、使用後は責任を持って返却し、複製は厳禁とする。鍵の貸出し手順に従う。
7) 施設の使用責任者は、使用後は必ず片付け、整理整頓をし清掃を行った後、施設の使用報告書を記入して、指定場所に提出する。
- 第9条 施設の管理者は、規定に反する行為があった場合、施設の予約及び、許可の取り消し、または、禁止することが出来る。
- 第10条 利用細則については、別紙の注意事項によるものとする。
(附則) 平成20年 4月1日より施行する。
平成25年 3月1日より施行する。
平成28年11月1日より施行する。
平成29年11月1日より施行する。
平成30年 2月1日より施行する。
令和 元年 7月1日より施行する。